

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 2年 4月 1日
発信課	建築部建築総務課住宅政策係
担当者	富田
連絡先	電 話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	A省エネ 第1期 4月 20日(月) ~ 5月 13日(水) 第2期 7月 1日(水) ~ 7月 14日(火) B性能維持・向上 4月 20日(月) ~ 5月 13日(水)
発表項目	令和2年度 旭川市住宅改修補助金の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、安心して長く住み続けられる住まいづくりを考えて住宅の省エネルギー化や性能維持・向上工事の改修を行う場合に、その費用の一部を補助しています。令和元年度は、募集枠を超える申し込みがあったため抽選により交付者を決定しており、市民や建築関連事業者からの反響が大きい制度となっております。</p> <p>つきましては、より多くの市民の皆様の本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等の申請書類を御用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4月1日から4月19日までの期間での報道について重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1対 象 旭川市内の住宅(新築後10年以上経過していること) 申請される方が旭川市税を完納されている方</p> <p>2対象工事 A 省エネルギー化工事 B 性能維持・向上工事 ※要介護(要支援)認定者や、障害者等が住む住宅でバリアフリー化工事を行う場合は、対象外になることがあります。 ※既に契約や着工している工事は対象になりません</p> <p>3補 助 額 A 対象工事費の1/3で上限10万円 (対象工事費30万円(トイレを含む場合10万円)以上で申請可能) B 対象工事費の1/10で上限10万円(対象工事費10万円以上で申請可能)</p> <p>4募集予算枠 A 1期:1,000万円 2期:1,000万円 B 1,850万円 ※詳細については、別添のパンフレットを御覧ください。</p> <p>5申請受付期間 上記参照</p> <p>6申請書配布・受付・問い合わせ 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎4階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p>
添付資料	有 ●令和2年度 旭川市住宅改修補助制度の御案内(パンフレット)
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

令和2年度 旭川市住宅改修補助制度の御案内

安心して長く住み続けられる住まいづくりを
考えて住宅の省エネルギー化や性能維持・向上の
改修を行う場合に、その費用の一部を補助します。



対象住宅	◆ 旭川市内にある新築後10年以上経過した住宅であること
対象者	◆ 工事を行う住宅に申請者（工事の契約者）の住民登録があること ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 過去に本市の住宅改修補助制度を利用した場合や、今年度に本市の「やさしさ住宅補助制度」や「住宅雪対策補助制度」を利用する場合は利用できません。

※ 新築・空き家・別荘・公営住宅・高齢者等施設は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください。

対象工事	<p>詳細については別紙「対象工事基準」を御覧ください。</p> <p>A 省エネルギー化工事（開口部などの断熱や省エネタイプの浴室・トイレへの改修）</p> <p>B 性能維持・向上工事（屋根や外壁、内部の改修工事）</p> <p>※ 対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。</p> <p>※ Aでトイレを含む場合は税込10万円以上の工事から申込みできます。</p>
------	---

※ 次に該当する工事は対象になりません。

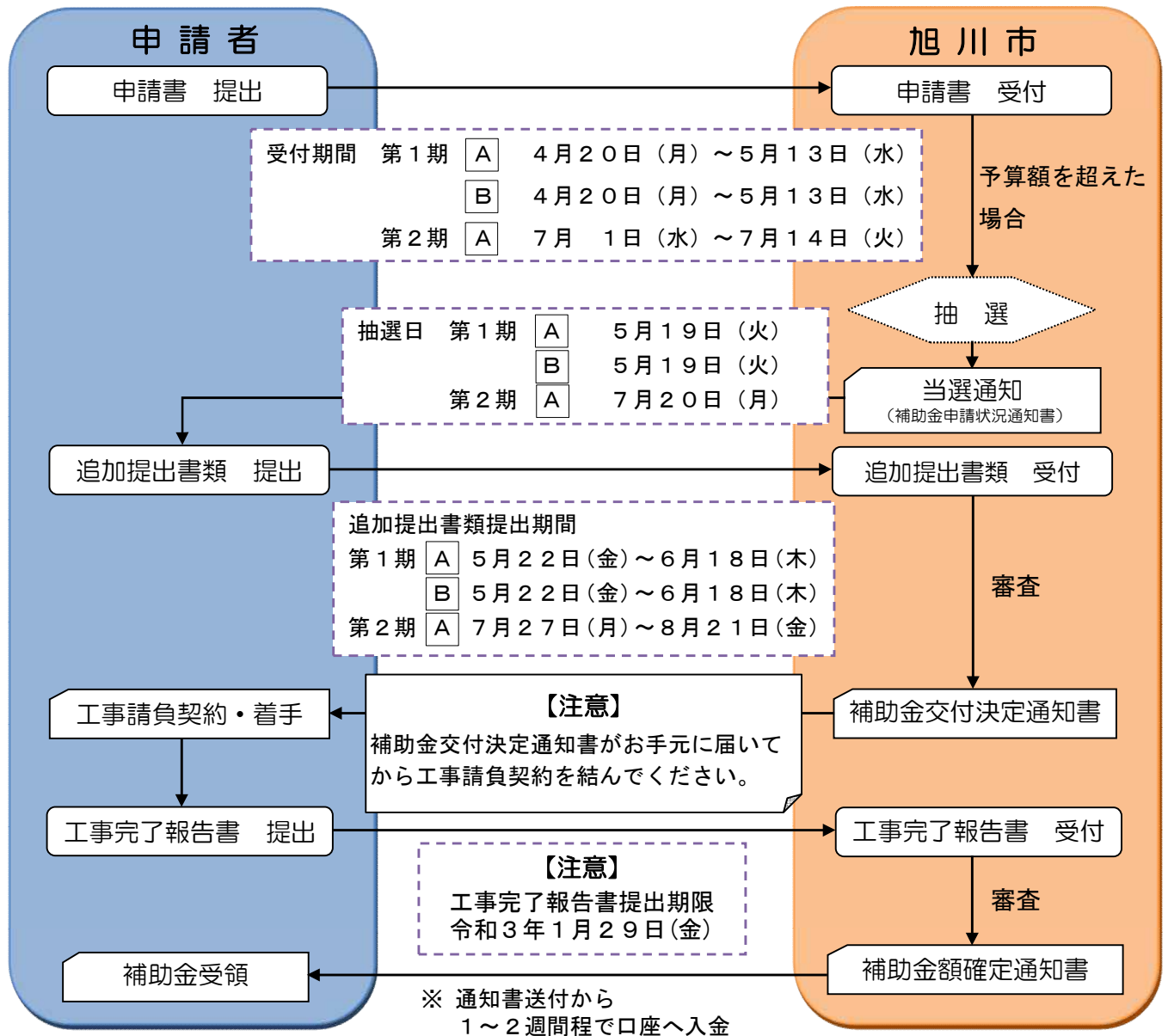
- ・ 既に工事請負契約や着手・完了している工事
- ・ 市内に営業所等を置いていない施工業者と工事請負契約する工事
- ・ 国や北海道などが実施する制度で補助を利用できる工事
- ・ 対象住宅に住んでいる次の①～③に該当する方が利用できる支給対象工事
 - ① 要支援・要介護認定者 [担当：介護保険課]
 - ② 重度身体障がい者(下肢又は体幹機能障害3級以上の方) [担当：障害福祉課]
 - ③ 難病患者(対象疾患による障がいがある方) [担当：障害福祉課]

補助金額	<p>A 省エネルギー化工事 対象工事費の1/3で上限10万円（千円未満切捨）</p> <p>B 性能維持・向上工事 対象工事費の1/10で上限10万円（千円未満切捨）</p>
------	--

受付期間 及び 募集予算額	<p>A 省エネルギー化工事 募集予算額 第1期・第2期 各1,000万円</p> <p>第1期：令和2年4月20日（月）～5月13日（水） 抽選：5月19日（火）</p> <p>第2期：令和2年7月 1日（水）～7月14日（火） 抽選：7月20日（月）</p> <p>B 性能維持・向上工事 募集予算額 1,850万円</p> <p>令和2年4月20日（月）～5月13日（水） 抽選：5月19日（火）</p> <p>※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※A第1期の受付で予算額を超えなかった場合は、残った予算をA第2期の予算に上乗せします。A第2期とBの受付で予算額を超えなかった場合は、12月11日（金）まで先着順で受付します。</p>
---------------------	---


※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手順の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 分譲マンション（専有部分）で工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 補助金の各種手続きには、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じ印鑑で押印願います。
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎（0166）25-8597 へ御相談ください。
- 改修工事における税の優遇措置については、以下の担当へお問い合わせください。
（担当）固定資産税・・・旭川市資産税課（工事完了後3か月以内の申込みが必要）
所得税・贈与税・・・税務署

 **手続に必要な書類**（補助金申請時、抽選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類	
①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第1号）
②工事見積書（原本）	市内に営業所等を置く施工業者が作成・押印した見積書
③アンケート	旭川市住宅改修補助制度申請者アンケート用紙

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。	
①付近見取図	工事を行う住宅の場所が分かる地図等
②現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの）
③住宅の図面 （平面図・立面図等）	工事箇所や使用材料の内容・寸法等が分かる図面 ※外壁や屋根の単純な塗装・張替のみの工事の場合は不要です。
④製品規格・仕様等の資料	使用する製品の規格・仕様や性能が分かるカタログなど ※外壁や屋根の単純な塗装・張替のみの工事の場合は不要です。
⑤申請者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和3年1月29日（金）	
①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	※申請時に撮影できなかった部分（屋根面など）や隠ぺい部分（断熱材など工事後に見えなくなる部分）がある場合は、工事着手前や工事中の写真も必要となります。
③工事請負契約書の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第12号）
⑥製品の出荷証明書又は納品書等 ※省エネルギー化工事を含む場合	メーカー等が作成・押印した使用材料の仕様や性能が確認できるもので、納品先(工事をした住宅の住所と申請者名)が明記されたもの
⑦検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合があります。

申請窓口・お問合せ先
旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階 建築部 建築総務課 住宅政策係 ☎（0166）25-9708 郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。

対象工事基準

省エネルギー工事 (改修後の性能が既存より向上するものに限る)	開口部の断熱改修工事 ※別表3参照
	1 内窓の新設又は交換
	2 外窓の交換
	3 ガラスの交換
	4 玄関ドアの交換
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の対象部位が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅の省エネルギー基準(平成11年基準)(以下「省エネ基準」という。)に適合すること ※ 分譲マンションは専有部分, 共同住宅は住戸部分のみ対象 ※ 壁等の造作により改修後の開口部の面積が, 既存の開口部の面積の1/2以下となる場合の造作分は断熱性能が省エネ基準に適合する場合のみ対象
	床, 屋根又は天井, 基礎・外壁の断熱改修工事 ※別表1・2参照
	5 床の断熱改修
	6 屋根又は天井の断熱改修
	7 基礎・外壁の断熱改修
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気に接する部分のみ対象 ・ 改修後の対象部位が, 省エネ基準に適合すること ※ 一戸建住宅のみ対象 	
浴室・トイレの改良 ※別表4参照	
8 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	
9 節水型トイレへの改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高断熱浴槽は, JIS A5532に規定する保温性能において「高断熱浴槽」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものとする ・ 節水型トイレは, JIS A5207に規定する洗浄性能において「節水Ⅱ型大便器」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものとする ・ トイレの水洗化, 浄化槽に関する工事は対象外 ※ 新たに設置するものは対象外 	
性能維持・向上工事	屋根・外壁の改修
	10 屋根の塗装塗替え, 改修(防水改修, 葺き替え, 二重化等)
	11 外壁の塗装塗替え, 改修(張替え, モルタル補修等)
	内部の改修
	12 床(畳を含む), 内壁, 天井の改修
	13 住宅内部建具の新設, 改修
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根や外壁, 内装改修の付帯工事で外気に接する部分の断熱材の入替え(軽微なものを除く)や外部に面する窓, ドアの交換を行う場合は, 省エネ基準に適合するもののみ対象 	
共通	14 上記工事に伴って最低限必要になる付帯工事 <ul style="list-style-type: none"> ※ 例 ・ 諸経費 ・ 養生, 整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・ ユニットバス, 便器等の取替えに伴う電気, 給排水, 換気工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去, 下地, 復旧工事
	15 その他上記に類するものと市長が認めた工事

※ 過去10年以内に本制度や住宅雪対策補助制度, やさしさ住宅補助制度で補助金の交付を受けて工事をした部分は対象外です。

※ 各種調査費, 申請手続代行費, 住設設備延長保証料, 収入印紙代などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は, 事前に御相談ください。

別表1 断熱材の種類と熱伝導率

断熱材の種類		断熱材のランク(熱伝導率λ(W/m・K))						
		A-1	A-2	B	C	D	E	F
		0.052～0.051	0.050～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028～0.023	0.022以下
無機繊維系	吹込み用グラスウール	施工密度 13K,18K			30K, 35K相当			
	住宅用グラスウール		10K相当	16K, 20K相当	24K, 32K相当			
	高性能グラスウール				16K, 24K, 32K相当	40K, 48K相当		
	住宅用ロックウール				マット,フェルト,ボード			
	吹込み用ロックウール		25K		65K相当			
木質繊維系	タタミボード	15mm						
	A級インシュレーションボード	9mm						
	シーリングボード	9mm						
	吹込用セルローズファイバー				25K,45K,55K			
発泡プラスチック系	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			保温板4号	1号,2号,3号	特号		
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種	
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A種3	A種1,A種2		
	A種ポリエチレンフォーム保温板			1種1号,1種2号	2種	3種		
	A種硬質ウレタンフォーム保温板					1種	2種1号, 2種2号, 2種3号, 2種4号	
	A種フェノールフォーム保温板				2種1号, 3種1号, 3種2号	2種2号	2種3号	1種1号, 1種2号

別表2 屋根・天井, 壁, 床の熱抵抗値・断熱材の必要厚さ

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗値	断熱材の厚さ (単位:ミリメートル)								
					A-1	A-2	B	C	D	E	F		
木造	充填断熱工法	屋根また	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150		
		は天井	天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130		
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75		
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115		
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30		
		枠組壁工法	充填断熱工法	屋根また	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
は天井	天井			5.7	300	285	260	230	195	160	130		
壁				3.6	190	180	165	145	125	105	80		
床	外気に接する部分			4.2	220	210	190	170	145	120	95		
	その他の部分			3.1	165	155	140	125	110	90	70		
土間床等の外周部	外気に接する部分			3.5	185	175	160	140	120	100	80		
	その他の部分			1.2	65	60	55	50	45	35	30		
木造、枠組壁工法または鉄骨造	外張断熱工法または内張断熱工法			屋根または天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65		
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85		
			その他の部分										
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30		
		鉄筋コンクリート造等	内断熱工法	屋根または天井		3.6	190	180	165	145	125	105	80
				壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
床	外気に接する部分			3.2	170	160	145	130	110	90	75		
	その他の部分			2.2	115	110	100	90	75	65	50		
土間床等の外周部	外気に接する部分			1.7	90	85	80	70	60	50	40		
	その他の部分			0.5	30	25	25	20	20	15	15		
外断熱工法	屋根または天井				3.0	160	150	135	120	105	85	70	
	壁				1.8	95	90	85	75	65	55	40	
	床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50			
		その他の部分											
土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40				
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15				

熱抵抗値R (m²・K/W) = 断熱材の厚さd (m) ÷ 断熱材の熱伝導率λ (W/m・K) ※厚さの単位をmに換算すること

※充填断熱と付加断熱を併用する場合は、外張断熱の熱抵抗値を充填断熱の熱抵抗値に加えたうえで、充填断熱の熱抵抗値とみなし評価します。

別表3 開口部断熱工事に対する建具の種類

形態区分	建具の仕様		ガラス中央部の熱還流率 (W/m ² K)
窓または引き戸	ア	三重 (材質は問わない)	1.91以下
	イ	二重 (材質は問わない)	1.51以下
	ウ	二重 (建具の一方が木製又はプラスチック製)	1.91以下
窓, 引き戸 または框ドア	ア	一重 (木製またはプラスチック製)	2.08以下
	イ	一重 (木またはプラスチックと金属との複合材料)	
ドア	ア	木製 (扉が断熱積層構造)	
	イ	金属製遮熱断熱構造枠と断熱フラッシュ構造扉 (断熱材充填フラッシュ構造で辺縁部を熱遮断構造としたもの) で構成されるもの	

※建具・ガラスの組合せによる開口部の熱貫流率基準 (H11基準) : 2.33W/m²・K以下

(参考) 基準に適合する建具とガラスの組合せの例

建具の仕様		ガラスの仕様	代表例
構造	材質		
一重サッシ	木製又はプラスチック製	Low-E複層ガラス (ガス入り中空層12mm)	樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (ガス入り中空層12mm)
		Low-E複層ガラス (空気層12mm)	樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層12mm)
		三層複層ガラス (空気層12mm×2)	樹脂サッシ・3層ガラス (空気層12mm×2)
	木又はプラスチックと金属との複合材料製	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	アルミ樹脂複合サッシ・Low-E複層ガラス (空気層12mm)
三層複層ガラス (空気層12mm×2)		アルミ樹脂複合サッシ・3層ガラス (空気層12mm×2)	
二重サッシ	建具の一方が木製又はプラスチック製	単板ガラス + Low-E複層ガラス (空気層6mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層6mm)
		単板ガラス + 複層ガラス (空気層12mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・複層ガラス (空気層12mm)
	問わない	単板ガラス + Low-E複層ガラス (空気層12mm)	既存単板アルミサッシ + 新規樹脂サッシ・Low-E複層ガラス (空気層6mm)
三重サッシ	問わない	単板ガラス + 単板ガラス + 単板ガラス	既存単板アルミサッシ + 既存単板樹脂サッシ・新規単板樹脂サッシ
ドア	木製 (扉が断熱積層構造)	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	木製断熱ドア・ガラスなし
	金属製断熱構造枠と断熱フラッシュ構造扉	Low-E複層ガラス (空気層12mm)	金属製断熱ドア・Low-E複層ガラス (空気層12mm)

※窓やドアの断熱性能は各メーカーのカタログ等で御確認ください。

別表4 高断熱浴槽及び節水型トイレの性能基準

省エネタイプの設備	性能基準
高断熱浴槽	・ JIS A5532に規定する保温性能において「高断熱浴槽」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有すること (浴槽の蓋を含み, 2時間で5℃以下の低下)
節水型トイレ	・ JIS A5207に規定する洗浄性能において「節水Ⅱ型大便器」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有すること (大・小ともに6.5リットル以下)

旭川市住宅改修補助制度 Q & A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手したりした場合は対象外です。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。同じ補助制度による補助金の交付は、同一の住宅について1回限りです。補助金の交付を受けた方が転居されていても同様です。
Q3	「介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給制度」や「日常生活用具給付事業」とあわせて利用できますか。
A3	申請する住宅に要介護認定者等が居住し、介護保険制度等の支給対象工事に該当する場合は、本制度は利用できません。
Q4	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A4	同年度に、旭川市で実施している住宅改修補助制度・やさしさ住宅補助制度・住宅雪対策補助制度と併用することはできません。 その他の市の補助制度等については、対象となる工事を明確に区別できる場合は併用できることがあります。国や北海道の補助制度等を利用する場合も同様です。
Q5	リフォームの減税制度(所得税や固定資産税の減税)と併用できますか。
A5	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q6	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A6	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q7	施工業者と工事請負契約を結ばない工事は対象になりますか。
A7	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。
Q8	DIYやホームセンターでの購入等は対象になりますか。
A8	申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工は対象になりません。
Q9	省エネルギー化工事と性能維持・向上工事の両方に申請できますか。
A9	できません。どちらか一方をお選びください。

対象となる住宅に関すること

Q10	別居している子が親の住んでいる住宅(親所有)を工事する場合は対象になりますか。
A10	工事をする住宅に住んでいない方が工事請負契約を行う場合は対象になりません。
Q11	店舗部分を居住スペースにリフォームする場合は対象になりますか。
A11	対象となります。ただし、補助対象工事基準に適合している必要があります。

Q12 建物の一部が店舗や事務所の併用住宅は対象になりますか。	
A12	省エネルギー化工事や内部の改修工事は住宅として利用する部分のみが対象となります。 屋根・外壁の工事は、非住宅部分の延べ面積の合計が建物全体の1/2以下かつ50㎡以下の建物に限り対象となります。 この場合、建物全体を住宅とみなして補助対象としますが、専ら住宅以外の用途のために使用される看板や装飾などに類するものは対象外とします。
Q13 分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。	
A13	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合(理事長)の承諾を得てください。 また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。
Q14 二世帯住宅は2戸としてそれぞれ申請できますか。	
A14	1棟の建物が構造上区分されて独立し、それぞれ不動産登記をしている場合は、それぞれ1戸の住宅として申請できます。ただし、内部で往来が可能な住宅は1戸の住宅として扱うため、世帯ごとに申請することはできません。また、屋根や外壁工事などの外装工事の場合も二世帯を1戸の住宅とみなすため、世帯ごとに申請することはできません。
Q15 複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたら良いですか。	
A15	施工業者が複数の場合は、それぞれの見積書を全て添付して申請してください。
Q16 車庫や物置は対象になりますか。	
A16	住宅と別棟の車庫や物置等は対象になりません。住宅と一体化していないウッドデッキ等も対象になりません。
Q17 共同住宅の外壁や屋根、共用の廊下等は対象になりますか。	
A17	共用部分は対象になりません。

申請時の提出書類に関すること

Q18 見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。	
A18	見積書には、補助金の対象と対象外を分かりやすく明記してください。 仮設工事や諸経費など数量が区分できない一式計上の項目は、全体工事費との金額按分としてください。
Q19 郵送による申請はできますか。	
A19	申請時に提出書類の内容を確認するため、郵送による申請は受け付けていません。
Q20 申請などの手続きは申請者本人がいかなければならないですか。	
A20	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
Q21 第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。	
A21	できません。申請する意思や工事内容を確認するため、改めて提出してください。 なお、アンケートの提出は不要です。

対象となる工事に関すること

Q22 トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。	
A22	対象になりません。

Q23	既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合は対象になりますか。
A23	既存の断熱材の分類等が判別できる場合は、その熱抵抗値に加えて、今回の改修工事で付加する断熱材の熱抵抗値を合わせた値が基準に適合する場合は対象になります。 なお、既存の断熱材の熱抵抗値を求めるときは、その断熱材の分類の最低値で計算します。
Q24	省エネルギー化工事で、既に旭川市が定める基準(熱貫流率 2.33W/m²以下)に適合している窓の改修は対象になりますか。
A24	現状の窓より断熱性能を良くする場合のみ、対象になります。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅やリフォームに関する心配事や疑問などの相談を受けることができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100

（受付：10:00～17:00 土日祝日年末年始を除く）

（ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分 8.5 円(税別)で通話できます。PHS や一部の IP 電話などでつながらない場合は 03-3556-5147 を御利用ください。）

必ず書面で契約しましょう

引用：(一社)住宅リフォーム推進協議会
「もう一度、見直したいリフォーム事業の ABC」

小規模の工事では、とかく口頭での約束や見積書だけで契約したことにする場合がありますが、書面での契約をおろそかにすると、後でトラブルの原因となるおそれがあります。どんなに小さな工事でも、必ず書面で契約を交わしましょう。

●契約図書として整備すべき書類と記載事項には、以下のようなものがあります

書類名	概要・記載事項	
契約書	請負契約書	工事名・請負金額・工期・発注者・請負者など
	請負契約約款	代金支払やトラブル発生時の取り決めなど
	見積書	工事内訳書・工事項目ごとの数量・単価・金額など
設計図書	図面	実施設計図（小規模な工事でも工事実施箇所や工事内容など最低限の情報を図解しておくことをお勧めします）
	工事仕様書	材料や工法等の取り決め
その他	契約に際しての打ち合わせ記録や設備機器のカタログなど	

●クーリング・オフについて
住宅リフォーム工事は、特定商取引法の定めるクーリング・オフの指定役務です。お客様のお宅に訪問して工事契約すると訪問販売にあたり、クーリング・オフの対象となり、お客様は書面を交付した日から起算して8日以内であれば文書をもって契約を解除することができます。

参考

家の居心地、使い心地を長く保つためには、問題点を早く見つけて適正な修繕を行う必要があります。仕上げなどの軽微な傷みであっても、放置しておくとな地や構造体にまで進行し、大規模な工事が必要になったり手遅れになってしまう場合も考えられます。

点検の目安は、壁紙の内装や設備、家の骨組み（構造躯体）などで周期が異なりますので、計画的に点検や修繕を行い、家を上手に長持ちさせましょう。



点検時期や更新・取替え「家の点検の目安」

点検部位		主な点検項目	点検時期の目安	取替の目安	
屋外部分	布基礎	割れ、蟻道、不動沈下、換気不良	5～6年ごと	—	
	外壁	モルタル壁	汚れ、色あせ、色落ち、割れ、はがれ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討
		サイディング壁	汚れ、色あせ、色落ち、割れ、シーリングの劣化	3～4年ごと	15～20年位で全面補修を検討
		金属板、金属サイディング	汚れ、さび、変形、ゆるみ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討（3～5年ごとに塗替え）
	屋根	屋根用化粧スレート葺き	色あせ、色落ち、ずれ、割れ、さび	5～6年ごと	15～30年位で全面葺替えを検討
		金属板葺き	色あせ、色落ち、さび、浮き	2～3年ごと	10～15年位で全面葺替えを検討（3～5年ごとに塗替え）
		軒裏（軒裏天井）	腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ	2～3年ごと	15～20年位で全面補修を検討
屋内部分	土台、床組	腐朽、さび、蟻害、床の沈み、きしみ	4～5年ごと	土台以外は20～30年位で全面取替を検討	
	柱、はり	腐朽、破損、蟻害、割れ、傾斜、変形	10～15年ごと	—	
	壁（室内側）	割れ、雨漏り、目地破断、腐朽、蟻害、さび	10～15年ごと	—	
	天井、小屋組	腐朽、さび、はがれ、たわみ、雨漏り、蟻害、割れ	10～15年ごと	—	
	階段	沈み、腐朽、さび、蟻害、割れ	10～15年ごと	—	
建具	外部	玄関建具	隙間、開閉不良、腐食、付属金物異常	2～3年ごと（建付調整は随時）	15～30年位で取替えを検討
		窓枠、戸袋等の木部	さび、雨漏り、コーキング不良	2～3年ごと	建具取替の際更新
	内部	木製建具	隙間、開閉不良、取付金具の異常	2～3年ごと（建付調整は随時）	10～20年位で取替えを検討
		ふすま、障子	隙間、開閉不良、破損、汚れ	1～3年ごとに貼替え	10～20年位で取替えを検討
設備	給排水	給水管	水漏れ、赤水	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
		水栓器具	水漏れ、パッキングの異常	1年ごと（3～5年でパッキング交換）	10～15年位で取替えを検討
		配水管、トラップ	水漏れ、詰まり、悪臭	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
		台所シンク、洗面設備	水漏れ、割れ、腐食	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	10～20年位で全面取替えを検討
		トイレ	便器・水栓タンクの水漏れ	1年ごと（水漏れは直ちに補修）	15～20年位で全面取替えを検討
	浴室	タイル仕上げ	タイル等の割れ、汚れ	1年ごと	10～15年位で全面取替えを検討
		ユニットバス	ジョイント部の割れ・すき間、汚れ	1年ごと	10～15年位で全面取替えを検討
	ガス	ガス管	ガス漏れ、劣化、管の老化	1年ごと（ガス漏れは直ちに補）	15～20年位で全面取替えを検討
		給湯器	水漏れ、ガス漏れ、器具の異常	1年ごと（ガス漏れは直ちに補）	10年位で取替えを検討
	その他	換気設備	作動不良	1年ごと	15～20年位で全面取替えを検討
		電気設備	作動不良、破損	1年ごと	15～20年位で全面取替えを検討

（注）「点検時期の目安」及び「取替の目安」は、建物の立地条件、建設費、使用状況及び日常の点検やお手入れの程度によって相当の差があります。本表に掲げている数字は、だいたいの目安を示したものです。

独立行政法人 住宅金融支援機構「マイホーム維持管理ガイドライン」より抜粋

旭川市住宅改修補助金 申請の御案内

「旭川市住宅改修補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
 「旭川市住宅改修補助制度の御案内」（パンフレット）をよくお読みになった上で、
 次の必要書類を御用意ください。



補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《 申請時に提出する書類 》

チェック	<input type="checkbox"/> 旭川市住宅改修補助金交付申請書 [様式第1号]	(①-例) 参照
	<input type="checkbox"/> 施工業者が作成した改修見積書 (原本)	(②-例) 参照
	※ 施工業者が直接押印したもの。 ※ <u>抽選日以降まで見積有効期限があるもの。</u>	
	<input type="checkbox"/> 旭川市住宅改修補助制度申請者アンケート	

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

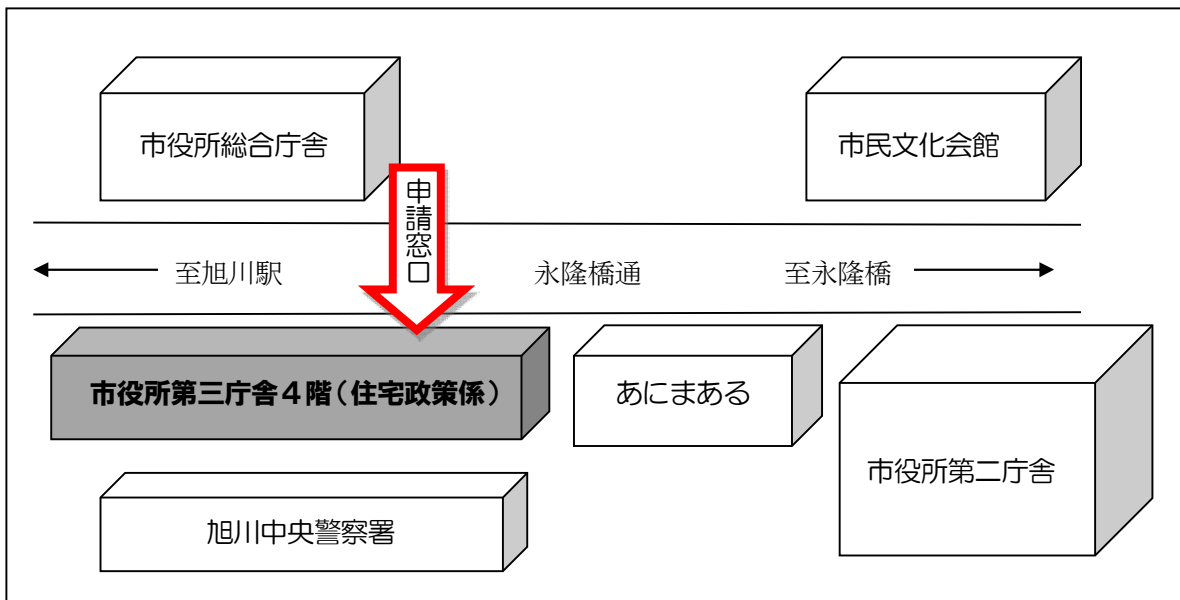
※ 省エネルギー化工事第1期で落選された方が、続けて第2期にも申請される場合

交付申請書と見積書は、新しく作成して提出してください。(再使用はできません。)
 なお、アンケートについては、再度提出する必要はありません。

《 申請窓口・お問合せ先 》

旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
 建築部 建築総務課 住宅政策係 電話25-9708

※郵送での申請は受け付けておりませんので御注意ください。



<記載例>



①一例

令和2年度 旭川市住宅改修補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会等書)

鉛筆や消えるボールペン、
スタンプ式の印鑑は使用しないでください。

(申請者) 捺印を押してください。 月 日

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者)		
〒 070 - 0036	フリガナ アサヒカ タロウ	年齢
住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名 旭川 太郎	50 歳
電話(携帯)番号 0166 - 〇〇 - 〇〇	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	

旭川市住宅改修補助金交付要綱第7条の規定に、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のため、申請者の「住民票」、「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「犯罪者」等に関する照会を行うことを承諾します。

日中に連絡可能な電話(携帯)番号
を記入してください。

今回の工事を行う建築関連事業者 (施工業者)	
〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	事業者名 株式会社 〇〇〇〇
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	
担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名	(電話番号) 事務所 TEL もしくは担当者の携帯 TEL
□A: 省エネルギー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
窓・ドアの断熱改修	<input type="checkbox"/> 1 内窓の設置 (□新設 □交換) <input type="checkbox"/> 2 外窓の交換 <input type="checkbox"/> 3 ガラスの交換 <input type="checkbox"/> 4 玄関ドアの交換
床、屋根又は天井、 外壁の断熱改修	<input type="checkbox"/> 5 床の断熱 <input type="checkbox"/> 6 屋根の断熱改修 <input type="checkbox"/> 7 外壁の断熱改修
浴室・トイレの改良	<input type="checkbox"/> 8 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 <input type="checkbox"/> 9 節水型トイレへの改修
☑B: 性能維持・向上工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
屋根・外壁の改修	<input type="checkbox"/> 10 屋根 (□塗装塗替 □張替等) <input checked="" type="checkbox"/> 11 外壁 (☑塗装塗替 □張替等)
内部の改修	<input type="checkbox"/> 12 床・壁・天井の改修 <input type="checkbox"/> 13 内部建具改修 <input type="checkbox"/> 15 他 ()

申請する工事の該当箇所全てに
☑をつけてください。

どちらか一方をお選びください

補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	住宅改修工事費 (総工事費)	960,891 円	円
	①補助対象工事費 (30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上	885,000 円	円
	補助申請額 (上限10万円) ※A: 省エネルギー化工事 ①×1/3 ※B: 性能維持・向上工事 ①×1/10	88,000 円 ※千円未満切捨	円

※備考欄 受付番号

補助申請額は、
A 省エネルギー化工事は補助対象工事費の1/3(千円未満切捨)で、上限額10万円です。
B 性能維持向上工事は補助対象工事費の1/10(千円未満切捨)で、上限額10万円です。
補助対象工事費の算定が複雑で難しい場合は、記入前に御相談ください。

※裏面の記入もあります。

工事予定期間の日付は、目安で構いません。

工事予定期間	(追加提出書類の受付開始日以降) 2020年8月22日 ~ 2020年8月31日		
工事を行う住宅	所在地	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい	
	建築年数	築 15 年	建て方 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 併用住宅※ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建
	居住年数	15 年	過去に行ったリフォームの回数 1 回
制度利用状況	過去に「旭川市住宅改修補助制度」を利用したことがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> ない		
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助制度」又は「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない		
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (助成制度等の名称) (工事内容)		
居住者の総人数	3 人	<p>「する」場合は、工事が重複していないことを明確にする必要があります。申請前に御相談ください。</p>	
同居者の状況	種別 (該当者がいる場合)		
	<p>要介護等認定者の方や身体障がい者の方が同居している場合は、該当する方のお名前を記入してください。</p>		

※「併用住宅」とは、併用住宅として建築されたものを指します。併用住宅で備付のトイレは、別途申請が必要となります。事前に御相談ください。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は、申請者が全て所有していますか。 所有している 所有していない

土地・建物工事承諾書

私（ども）は、申請者が私（ども）名義の土地・建物について、「旭川市住宅改修補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。

2020年4月10日 (土地・建物所有者、共同所有者、管理組合等)

住所 旭川市6条通9丁目46番地

※本人による署名・捺印をお願いします。

(分譲マンションの場合は、管理組合等による署名・捺印をお願いします。)

氏名 旭川 花子 印

電話番号 0166 - 〇〇 - 〇〇

- 申請する土地建物の所有者が申請者と異なる場合や、複数名で所有している場合、分譲マンションの場合などには、この承諾書に申請者以外の所有者等の記名・押印が必要です。
※ 印鑑は、御家族等であっても申請者とは別のものを使用してください。
- 申請者が土地と建物の全てを所有している場合は記入不要です。

②一例

<記載例>

作成日 年 月 日

御見積書

施工業者の押印がある原本を提出してください。

住所 (申請者住所)

氏名 (申請者名)

有効期限は、抽選日以降としてください。また、申請書に記載した工期と整合させてください。

請負者名
代表者 印
住所

見積書有効期限：〇〇年〇月〇日

工事項目	摘要	数量	単価	金額	補助申請部分		
					数量	単価	金額
1.外部塗装工事							
仮設足場	〇〇〇	300.00 m ²	□□□	*****	300.00 m ²	□□□	*****
養生費	〇〇〇	1 式	□□□	*****	1 式	□□□	*****
外壁コーキング打ち直し	〇〇〇	150.00 m ²	□□□	*****	150.00 m ²	□□□	*****
外壁 高圧水洗浄	〇〇〇	220.00 m ²	□□□	*****	220.00 m ²	□□□	*****
下塗	〇〇〇	220.00 m ²	□□□	*****	220.00 m ²	□□□	*****
上塗	〇〇〇	220.00 m ²	□□□	*****	220.00 m ²	□□□	*****
軒天塗装	〇〇〇	64.00 m ²	□□□	*****	64.00 m ²	□□□	*****
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
●	〇〇〇			●			●
2.設備機器取替工事							
給湯器取替	〇〇〇	1 式	□□□	*****			0
小計				828,398			762,972
諸経費							45,355
合計							808,327
値引き							△3,781
再計				873,538			804,546
申請書の 【住宅改修工事費(総工事費)】 に記入する金額になります。				87,353			80,454
				960,891			885,000

補助金の申請上、数量「1式」は原則認められません。建具工事などは、本体と取付費を分けて計上してください。

補助対象外工事を除く。

申請書の【①補助対象工事費】に記入する金額になります。
※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費か全体工事費を記入してください。

申請書の【住宅改修工事費(総工事費)】に記入する金額になります。

【見積書作成の注意事項】

- ①見積書に不明な点がある場合は、提出し直していただく場合がありますので、御注意ください。(数量が一式である、申請部分が不明確である、など)
- ②一式計上(諸経費、値引き等)の補助申請額は原則、全体工事費との金額按分としてください。※補助交付額の算定は、全体工事費との金額按分で行います。



令和2年度 旭川市住宅改修補助金交付申請書

(申請者及び同居者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和2年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者)		
〒	フリガナ	年齢
住所	氏名	印 歳
電話(携帯)番号	※この補助金に関する手続きは、常に同じ印鑑を御使用ください。	

旭川市住宅改修補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために、他の助成制度の利用状況や、申請に関する者の「住民票」、
「介護保険」、「障がい者」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う建築関連事業者 (施工業者)			
〒	事業者名		
住所	担当者・連絡先 (担当)		
	(電話番号)		
□A：省エネルギー化工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
窓・ドアの断熱改修	<input type="checkbox"/> 1 内窓の設置 (□新設 □交換) <input type="checkbox"/> 3 ガラスの交換	<input type="checkbox"/> 2 外窓の交換 <input type="checkbox"/> 4 玄関ドアの交換	
床、屋根又は天井、 外壁の断熱改修	<input type="checkbox"/> 5 床の断熱改修	<input type="checkbox"/> 6 屋根又は天井の断熱改修	<input type="checkbox"/> 7 外壁の断熱改修
浴室・トイレの改良	<input type="checkbox"/> 8 高断熱浴槽を備えた浴室への改修		<input type="checkbox"/> 9 節水型トイレへの改修
□B：性能維持・向上工事 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
屋根・外壁の改修	<input type="checkbox"/> 10 屋根 (□塗装塗替 □張替等)	<input type="checkbox"/> 11 外壁 (□塗装塗替 □張替等)	
内部の改修	<input type="checkbox"/> 12 床・壁・天井の改修		<input type="checkbox"/> 13 内部建具改修
	<input type="checkbox"/> 15 他 ()		
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	住宅改修工事費 (総工事費)	円	円
	①補助対象工事費 (30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上	円	円
	補助申請額 (一律10万円) ※A：省エネルギー化工事 ①×1/3 ※B：性能維持・向上工事 ①×1/10	円	円
※備考欄			受付番号



どちらか一方をお選びください

※裏面の記入もあります。

工事予定期間	(追加提出書類の受付開始日以降) 年 月 日 ~ 年 月 日			
工事を行う住宅	所在地	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 <input type="checkbox"/> はい		
	建築年数	築 年	建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 併用住宅※ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建
	居住年数	年	過去に行った リフォームの回数	回
制度利用状況	過去に「旭川市住宅改修補助制度」を利用したことがありますか。 <input type="checkbox"/> ない			
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助制度」又は「旭川市住宅雪対策補助制度」を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない			
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する (助成制度等の名称) (工事内容)			
居住者の総人数	人			
同居者の状況	種別 (該当者がいる場合)	<input type="checkbox"/> 要介護（要支援）認定者 氏名		
		<input type="checkbox"/> 身体障がい者（下肢または体幹機能障害3級以上） 氏名		
		<input type="checkbox"/> 難病患者 氏名		

※「併用住宅」とは、居住する部分と事務所や店舗等として業務に使用する部分を併せ持つ住宅のことを指します。併用住宅で補助を受ける場合には、別途制限がありますので、事前に御相談ください。

【建物・土地所有状況】

工事を行う建物及び土地は、申請者が <u>全て</u> 所有していますか。 <input type="checkbox"/> 所有している <input type="checkbox"/> 所有していない	
土地・建物工事承諾書	
私（ども）は、申請者が私（ども）名義の土地・建物について、「旭川市住宅改修補助金交付申請書」のとおり工事を行うことを承諾します。	
年 月 日	(土地・建物所有者、共同所有者、管理組合等)
※本人による署名・捺印をお願いします。	住所 _____
(分譲マンションの場合は、管理組合等による署名・捺印をお願いします。)	氏名 _____ 印
	電話番号 _____

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや、補助金の返還を命ずることがあります。

令和2年度 旭川市住宅改修補助制度申請者アンケート

このアンケートは、「旭川市住宅改修補助制度」を申請する方をお願いしています。
回答内容は、補助制度や今後の住宅施策を検討するための基礎資料とすることを目的とし、
全ての回答を統計的に処理することから、回答された方の不利益になることはありません。

※該当する番号を○で囲んでお答えください

1 補助制度を何から見聞きして知りましたか？（複数選択可）

- ① 市民こうほう「あさひばし」 ② 市役所の窓口やホームページ
③ 新聞記事 ④ 工業者
⑤ 家族・友人・知人 ⑥ その他（ ）

2 補助制度は工事を行うきっかけになりましたか？

- ① 補助制度が工事を行うきっかけになった ② 補助制度は工事を行うきっかけではない
【①と回答された方のみ】補助金の抽選に外れても工事を行いますか？
A 抽選に外れても工事を行う
B 抽選に外れたら工事を行わない

3 世帯年収（世帯員全ての税込年収）はどのくらいですか？

- ① 200万円未満 ② 200万円～400万円未満 ③ 400万円～600万円未満
④ 600万円～800万円未満 ⑤ 800万円～1千万円未満 ⑥ 1千万円以上

4 今回の工事費用はどのように調達しますか？

- ① 全額自己資金
② 金融機関から借りる ⇒（① 全額 ・ ② 一部）
③ 親族から借りる ⇒（① 全額 ・ ② 一部）
④ その他（ ）

5 工業者は何を重視して選びますか？（3つまで選択可）

- ① 担当者の対応・人柄 ② 正確な情報提供 ③ 要望に対する理解力・提案力
④ 価格が低いこと ⑤ 価格の透明さ・明瞭さ ⑥ 会社の知名度・評判
⑦ 以前に工事を頼んだことがあるかどうか ⑧ その他（ ）

6 今回の工事のために何社から見積書を取りましたか？

- ① 1社 ② 2社 ③ 3社以上

7 業者に依頼して、お住まいの住宅を定期的に点検していますか？

- ① 点検している（ ____年に1度） ② 点検していない
【①と回答された方のみ】点検で見つかった不良箇所のリフォームはしましたか？
A リフォームした
B リフォームしていない